

平成24年度長野市の保育所保育料について

保健福祉部 保育家庭支援課

1 保育料改定審議の主旨

長野市の保育料（公立・私立保育所）の決定については、法令上、審議会の答申を必要とはされておりませんが、長野市は、昭和50年から審議会の答申を踏まえながら保育料を決定しています。

2 保育に要する経費と保育料

保育所の運営は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するため、最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっており、運営費は、保護者と公費で負担します。保護者は、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りを国と市で負担しています。

なお、市は子育て世帯の負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減し市の保育料を設定しています。

3 これまでの審議経過

保育料については、前年分の所得税額等を基に決定しています。

平成23年度の保育料については、国の示す保育料基準が改定されなかったため、平成22年度の保育料と同額にしました。

4 国の動向

平成22年度税制改正において、所得税・個人住民税の扶養控除に係る年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、所得税額等を基に算定する保育料については、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないようにするという国の方針が示されています。

5 平成24年度の長野市保育所保育料の方針について

少子化対策の一環として子育て世帯への負担を軽減するため、国の方針に基づき、保育料の算定については、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないようにするとともに、平成24年度の長野市保育所保育料は据え置きとしたいと考えています。